

議案第47号

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例について
八潮市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月1日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、特定在留カード等の利用が可能となったことに伴い、特定在留カード等による印鑑登録証明書の交付に対応したいため、この案を提出するものである。

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例

八潮市印鑑条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。